

人材確保等支援助成金【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（事業主経費等助成）】

計画届提出チェックリスト 兼 送付票

建設事業主

（R7.4 新潟局）

事業所名: _____

計画届提出時	
○ 申請書類（原本）	
☐ 人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）（事業主経費等助成））計画（変更）届	建魅様式第1号
☐ 事業計画内訳書	建魅様式第1号別紙1
☐ 事業計画書 ※ 共催する場合は併せて添付すること	建魅様式第1号別紙2
厚生労働省ホームページでご確認ください。（最新版を使用し両面印刷のうえ提出してください）	
○ 提出期限	
☐ 事業を実施しようとする日の2か月前（ただし、4月1日から7月末日までに事業を開始し、かつ事業の終期を当該年度内にする場合は5月末日）。ただし、国が委託して実施する雇用管理研修又は雇用管理責任者講習を受講させる場合は受講日の2週間前までに提出するものとする。	
計画変更時	
○ 変更の内容（該当項目がない場合は変更届の提出は不要です）	
☐ 届け出ていない事業を新たに行う場合 ☐ 所要費用の増額に伴い、届け出た所要費用見込額の総額を超える場合	
○ 申請書類（原本）	
☐ 人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）（事業主経費等助成））計画（変更）届	建魅様式第1号
☐ 変更後の事業計画内訳書	建魅様式第1号別紙1
厚生労働省ホームページでご確認ください。（最新版を使用し両面印刷のうえ提出してください）	
○ 提出期限	
☐ 原則、事業を実施する14日前まで。	

<ご注意>

※ 提出した計画届に変更が生じたときは、事前に「計画変更届」を提出する必要があります。

※ 書類を郵送等で提出される場合には、特定記録郵便等送付記録が残るものをご利用下さい。

※ 本票は必要事項を記入のうえ、記入漏れがないよう確認して提出してください。

※ 計画申請にあたっては、パンフレット等により支給要件、支給までの流れ等を確認して下さい。

また、計画書等の記載にあたっては、様式裏面の「提出上の注意」、「記入上の注意」等を必ずご覧下さい。

※ 労働局に到達した日が申請日となります。期限を過ぎた場合は支給の対象になりません。

<送付先（照会先）>

〒950-0965 新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル1F
 新潟労働局職業対策課 助成金センター 建設担当
 電話025-278-7181